

2019年東北地区大学図書館協議会
フレッシュパーソンセミナー
令和元年（2019年）7月5日（金）東北大学附属図書館

障がい者（学生）の理解と支援

東北福祉大学図書館

八巻 千穂

「心は女性」入学 診断書なくても

お茶大、受け入れ決定発表



トランスジェンダー学生の受け入れについて会見する、お茶の水女子大の養育女子学長10日、東京都文京区

トイレや更衣室整備

「多様性を包摂する社会への対応として当然のことだ。会見した養育女子学長は、受け入れの理由についてこう説明した。お茶大は当事者の問い合わせを受け、16年から受け入れの検討を開始。教職員や学生、保護者、同窓会に約20回の説明会を開き、6月末の役員会で決定した。

「ウェルカム」「説明丁寧」

「当事者や学生は、どう受け止めているのか。トランスジェンダーの当事者でもある三橋順子・明治大学非常勤講師(ジェンダー学)は「やっぱり心当たりを感じる。実現してよかったです」と話す。「面白半分」に「心は女性」と言い張って受験する人がいないのも限らないが、お茶大は校内の専門家がしっかりと見極めてくれる自信があるから臨み切ったのだらう。その点

はあまり心配する必要はない」とみる。お茶の水女子大生活科学部2年の学生三橋は「心が女性で、ここで学びたいのなら、何も問題ない。ウェルカム」と歓迎する。ただ、気になるのはトイレや更衣室だ。「どう使うのかな」と思う。お互い気持ちよく使いたいから、

専門的支援できる学生を認証 ■施設整備に当事者の声

誰もが自分らしく生きられるよう、障害を理由にした差別を禁じた「障害者差別解消法」の施行から4月で1年。大学も対応を求められており、教職員や学生に理解を深めてもらうための取り組みが広がっている。

「配慮はサービスでなく権利」

名古屋大(名古屋市中区)学生や教職員を対象に精神・発達障害に関するセミナーを開き、予想を上回る約100人が参加した。障害者支援部の佐藤副部長は「こうした配慮は『サービス』ではなく、教育を受ける『権利』として保障されているものという理解を、今後校内で広めていきたい」と話す。「勤労大臣

障害の壁 なくして学ぼう

障害者差別解消法の施行1年 模索する大学

愛知県美浜町の日本福祉大。目黒しをした女子学生が、おそろいの車いすを押す。左にドアがあるから気をつけて、車いすに乗った男子学生が声をかけて誘導し、大学内を移動した。

17年度中には、支援の専門性を高めた学生が独自に認証する制度も始める予定だ。より高い支援のため、認証された学生には有償で活動してもらった。学生支援センター



介助体験をする日本福祉大の学生たち＝愛知県美浜町

17年度中には、支援の専門性を高めた学生が独自に認証する制度も始める予定だ。より高い支援のため、認証された学生には有償で活動してもらった。学生支援センター

「配慮はサービスでなく権利」

入試に代読など配慮必要



入試に代読など配慮必要

高知新聞社 2017年4月5日 朝刊 16ページ

高知新聞社 2017年4月5日 朝刊 16ページ

高知新聞社 2017年4月5日 朝刊 16ページ

高知新聞社 2017年4月5日 朝刊 16ページ

教育ルネサンス 発達障害者と大学 10

発達障害者と大学 10

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

◆ 「障害者の権利に関する条約」批准までの国内法の整備

- ①障害者の権利に関する条約 2006年12月国連採択
- ②著作権法第37条第3項 2009年6月改正
- ③障害者基本法 2011年8月改正
- ④障害者差別解消法 2013年6月制定
- ⑤障害者の権利条約 2014年1月批准
- ⑥障害者差別解消法施行 2016年4月

障がい者とは①

◆障害者差別解消法で対象となる障害者（同法第二条第一号）

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

※障害者手帳や診断書の有無によって決められるものではない

「社会的障壁」・・・「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」

障がいのある学生とは

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある**学生**」

※障害者手帳や診断書の有無によって決められるものではない

大学における社会的障壁・・・キャンパス内での移動、施設利用、修学、資格取得、その他の様々なプログラムへの参加等

障がい者とは②

◆図書館利用に障がいのある人

身体障害者、精神障害者、知的障害者、発達障害者、高齢で利用に障害のある人、入院患者、いわゆる寝たきり状態の人、施設入所者、受刑者等矯正施設入所者、妊産婦、病気やけが等による一時的な障害状態、外国人・日本人で日本以外の文化的背景を持つ人、戸籍上の性別に違和感を持つ人（性同一性障害を含む）等。

障害者差別解消法のポイント

①「不当な差別的取扱いの禁止」

②社会的障壁を除去するための

→「合理的配慮」

「基礎的環境整備」

2016年4月 国や地方公共団体（行政機関等）に合理的配慮の提供を義務化、

民間（事業者）には努力義務化

義務や努力義務とされた措置

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱いの禁止	義務	義務
合理的配慮の提供	義務	努力義務
基礎的環境整備	努力義務	努力義務

行政機関等： 公立図書館、国立大学図書館、公立大学図書館

事業者： 私立大学図書館

対応要領の策定

◆国立大学等

教職員のための対応要領の策定が義務化

※国立大学法人東北大学の例

◆公立大学等は努力義務

◆私立大学等は文部科学大臣が定めた対応指針に従い適切に対応することが求められている。

○国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

平成28年3月23日

規第38号

国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進体制(第5条—第8条)
- 第3章 障害者差別解消推進委員会(第9条—第16条)
- 第4章 相談体制(第17条—第20条)
- 第5章 教育研修(第21条)
- 第6章 雑則(第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)の職員が、教育研究その他本学が行う活動全般に参加する全ての障害者に対し適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

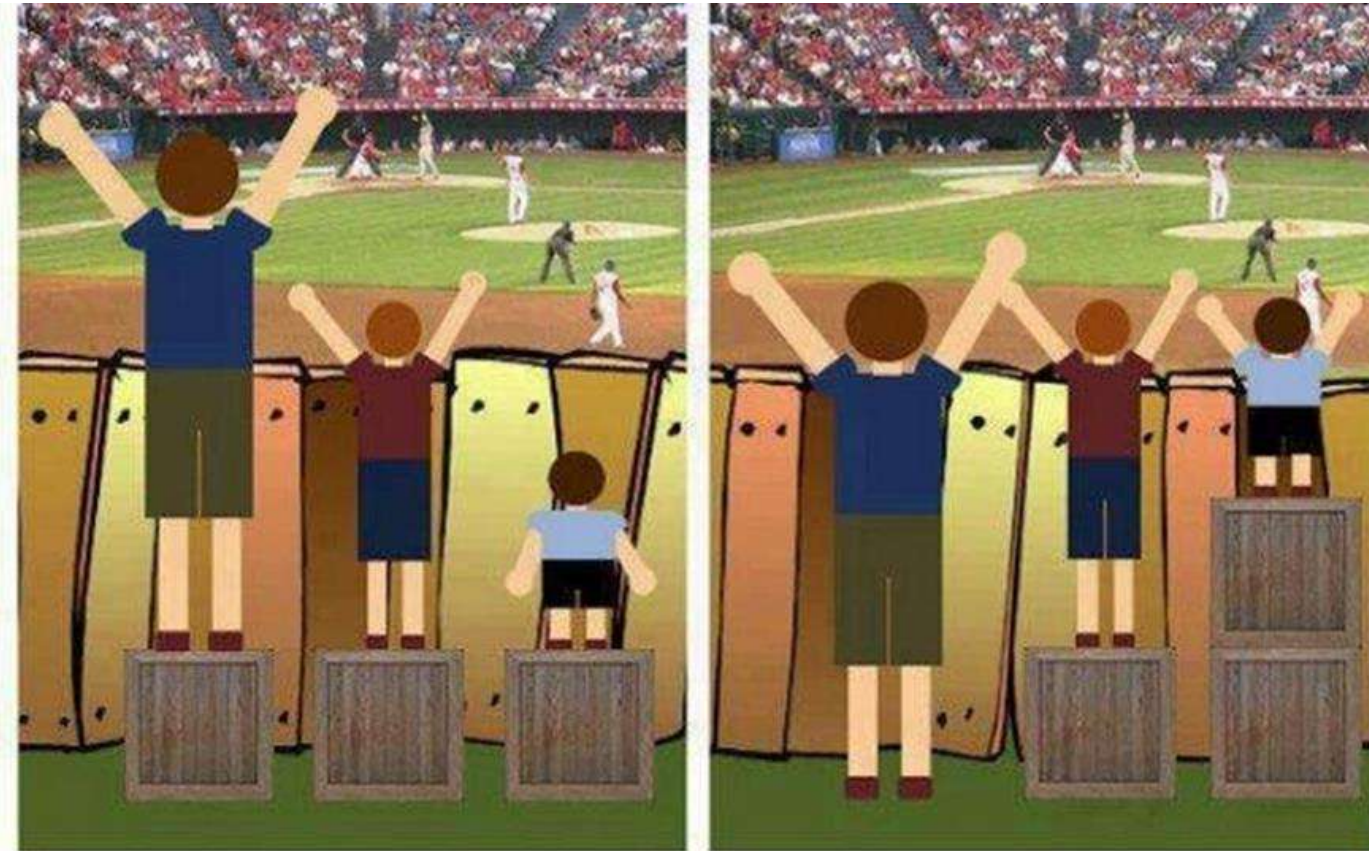
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 不当な差別的取扱い 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を行うことその他の正当な理由なく、障害を理由として教育研究その他本学が行う活動全般に参加する障害者に機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所若しくは時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることをいう。
- 四 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 五 部局 総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等、国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、材料科学高等研究所、学際科学フロンティア研究所、本部事務機構の部及び監査室をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

合理的配慮とは

Fair isn't equal



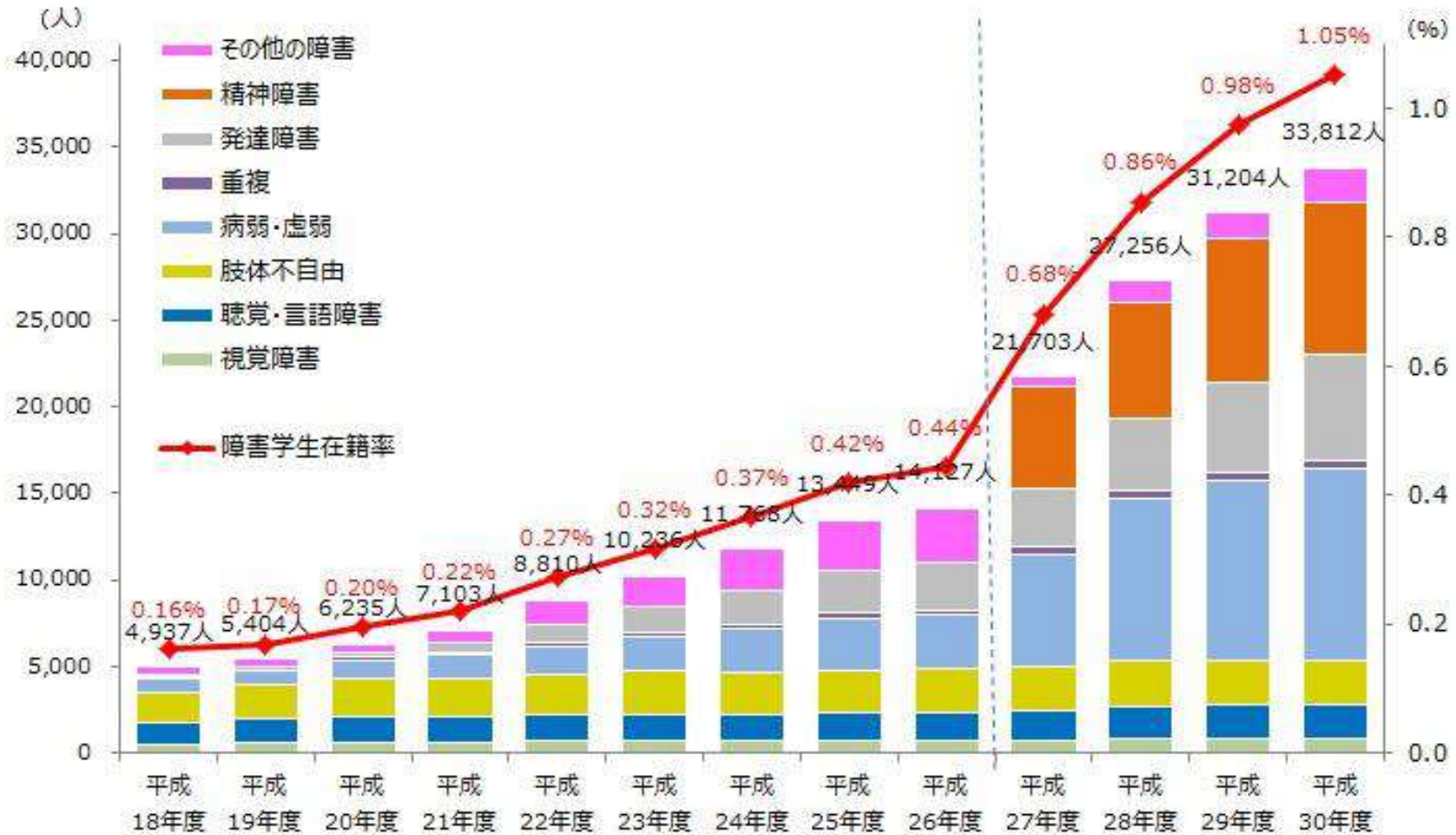
<http://joe-bower.blogspot.com/2013/06/fair-isnt-equal.html>

高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

- 障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学が方針とすべき考え方を項目別に整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないということではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれること。
 - 1 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
 - 2 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
 - 3 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
 - 4 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
 - 5 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
 - 6 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

大学、短期大学及び高等専門学校における障がい学生（通学・通信）



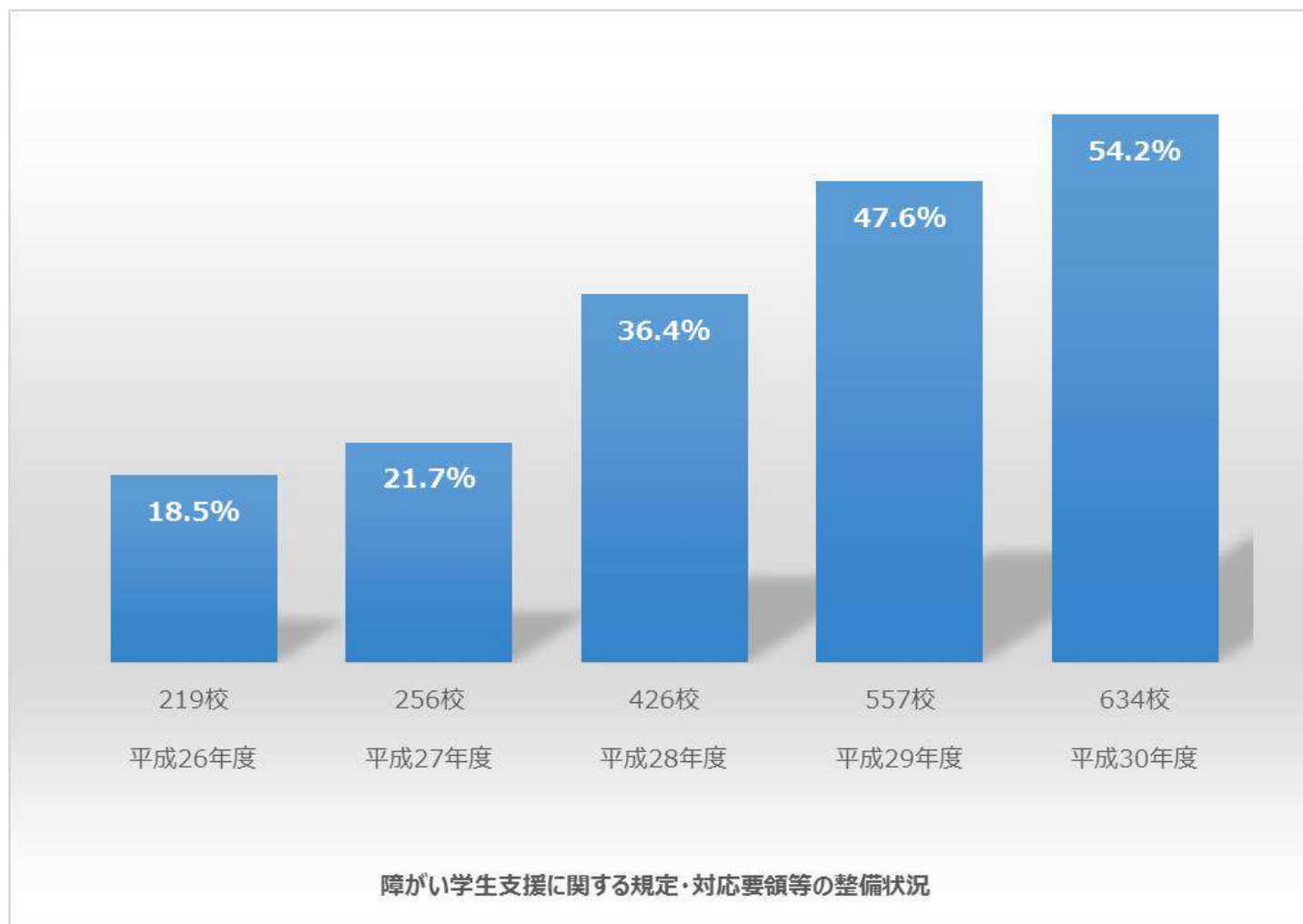
日本学生支援機構「障がいのある学生の修学支援に関する実態調査より」

課程別障がい学生数（2018年度）

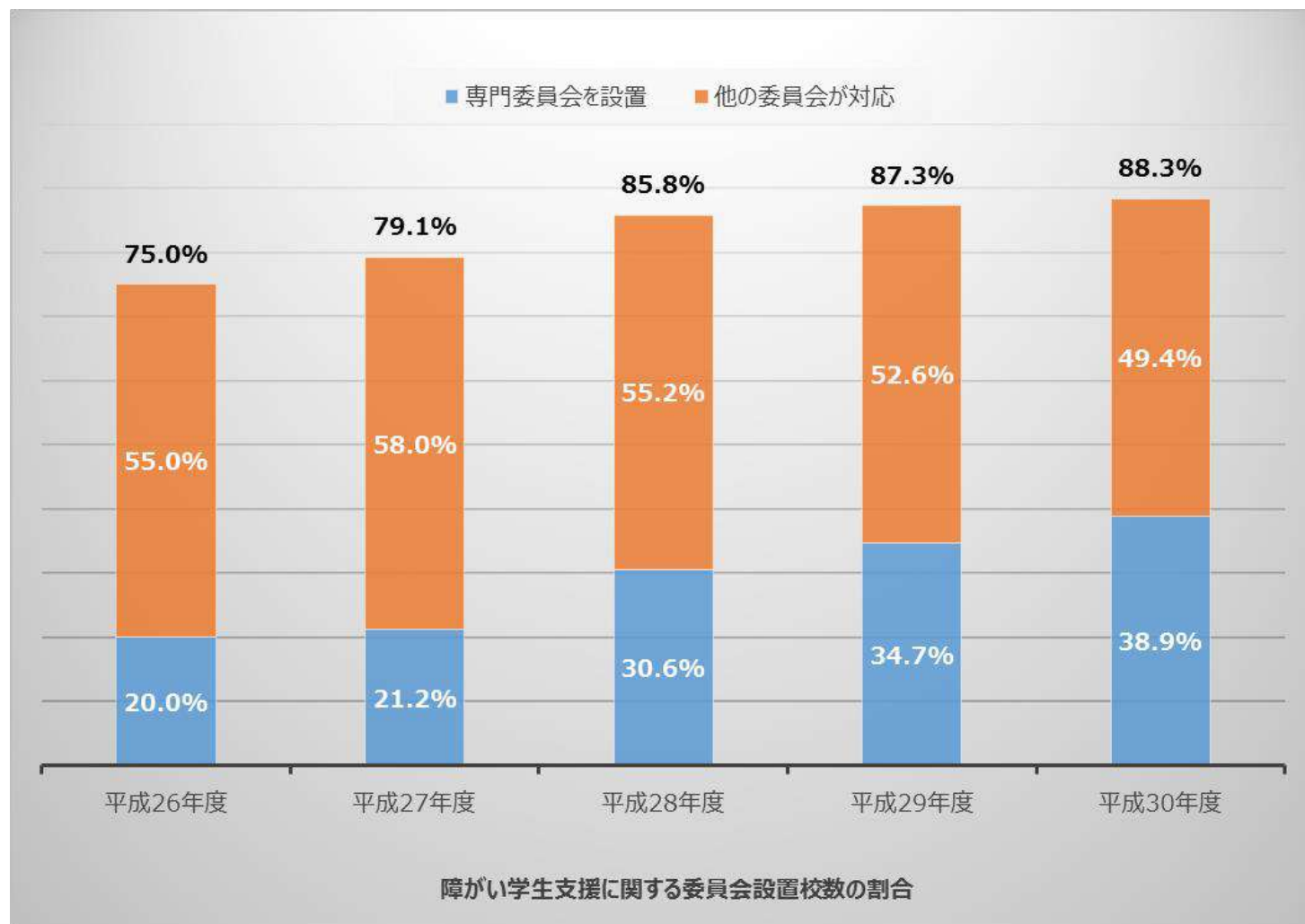
区分		学生数	障がい学生数	支援障がい学生数
大学	学部（通学）	2,600,835	26,334	13,206
	学部（通信）	160,638	2,067	1,089
	院（通学）	254,302	1,735	1,037
	院（通信）	3,896	42	24
	専攻科	868	12	10
短期大学	学科（通学）	114,610	1,889	742
	学科（通信）	18,302	12	4
	専攻科	1,873	19	4

平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書より
「障がい学生」・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生
「支援障がい学生」・・・学校に支援の申し出があり、それに対しての学校が何らかの支援を行っている（今年度中の支援予定を含む）障がい学生

障がい学生支援に関する規程・対応要領等の整備状況



障がい学生支援に関する委員会設置校数の割合



図書館における合理的配慮の例

- ①来館、移動支援（館内移動補助、車椅子の介助など）
- ②物理的環境への配慮（高い書架にある資料を取って渡すなど）
- ③意思疎通の配慮（手話、点字、筆談、身振りサインによる合図など）
※カウンターでの障がい学生からの申出受付、個々のニーズの把握に配慮
- ④館内設備の使用補助（館内利用端末、視聴ブース、コピーなど）
- ⑤ルールの変更（貸出期間の延長、戸籍名以外の公に用いている氏名の使用など）
- ⑥サービスそのものの利用支援（登録申込書の代筆、代行検索など）
- ⑦催しへの配慮（多様な申込み方法、手話通訳の手配など）
- ⑧資料へのアクセスについての配慮（障がい者サービス用資料の購入、機器の購入など）

図書館における基礎的環境整備の例

- ①職員の資質向上のための研修等への参加
- ②施設設備の整備（サイン・案内、出入り口のスロープ、館内掲示板、トイレなど）
- ③読書支援機器（拡大読書器、リーディングトラッカー、タブレット端末、音声化・画面拡大ソフト、DAISY再生機など）
- ④障がい者サービス用資料（テキストデータ、アクセシブルな電子書籍など）
 - ◎国立国会図書館サーチ 障がい者向け資料検索 <http://iss.ndl.go.jp/#search-handicapped>
 - ◎サピエ <http://www.spaie.or.jp>
- ⑥アクセシブルな図書館ホームページ・広報など（拡大文字・白黒反転など）
- ⑦規則・ルールの修正
- ⑧障がい学生支援課など専門部署等との情報共有や連携、学外（地方公共団体、NPOなど）との連携・・・チームによる支援環境

本学の場合

障がい学生支援室・障がい学生サポートチーム

入学後の支援

障がい学生支援室では、障がいのある学生の充実した学生生活を送るための支援や、障がいのある学生とない学生がともに学ぶ環境づくりをしています。そのために、大学指定団体の「障がい学生サポートチーム」をはじめとした学内の関係機関や団体と連携し、障がいのある学生の考えも取り入れながら、次のような支援を行っています。



聴覚障がい

文字通訳
手書きノートテイク
パソコンノートテイク



視覚障がい

代筆、音訳
移動、買い物
書類作成補助



肢体障がい

代筆、授業準備
移動、買い物

図書館等での調査補助



図書館等での調査補助

> [障がい学生サポートチームについて](#)

本学HPより

参考資料・参考文献

参考資料

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
- 「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」－日本図書館協会 平成27年12月
<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785>
- 「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」－日本図書館協会 平成28年3月
http://www.jla.or.jp/portals/o/html/lsh/sabekai_guideline.html
- 「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインQ & A」－日本図書館協会
http://www.jla.or.jp/portals/o/html/lsh/sabekai_guideline.html
- 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」－日本学生支援機構
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html

参考文献

- ◆ 『合理的配慮ハンドブック：障害のある学生を支援する教職員のために』 日本学生支援機構編著 ジアース教育新社, 2019.3
※最新情報は日本学生支援機構障害学生支援課HPで確認 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html
- ◆ 『図書館利用に障害のある人々へのサービス』 上・下巻 日本図書館教会障害者サービス委員会編 日本図書館協会, 2018.8
- ◆ 『1からわかる図書館の障害者サービス：誰もが使える図書館を目指して』 佐藤聖一著 学文社, 2015.2